

■ 2 助成・援助・給付

①社会福祉課 内線3207

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ						
軽度・中等度 難聴児補聴器 購入費等助成	身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度・中等度の児童に対し、補聴器の購入費等を助成します。	次の要件をすべて満たす18歳未満の児童 1 市内に住所を有する者 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者 3 補聴器の装用が必要であると医師が判断する者 4 他の法令に基づき補聴器購入費助成を受けていない者 5 市民税所得割額が46万円未満の方のみの世帯	1 医師の意見書（指定様式） 2 見積書 3 転入の方のみ世帯全員の市民税課税又は非課税証明書							
ショートステイ送迎援助	重度の障害を有する方が、障害者総合支援法による短期入所（ショートステイ）を利用するため、介護者が施設の入退所にタクシーを利用して送迎した場合の料金の一部を助成します。 <支給額> <table border="1" data-bbox="357 1379 710 1576"> <thead> <tr> <th>タクシー利用料金</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以上支払いの場合</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円未満支払いの場合</td> <td>実費額</td> </tr> </tbody> </table> ※施設利用1期間につき、入退所時の2往復を限度とします。ただし、補助回数は4月～3月の間で12回までとする。	タクシー利用料金	支給額	5,000円以上支払いの場合	5,000円	5,000円未満支払いの場合	実費額	○身体障害1・2級 ○知的障害 A判定 ○精神障害1・2級 ※上記の手帳をお持ちの方	1 領収書又は領収書の写し 2 申請者の預金通帳 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 4 障害福祉サービス受給者証	①
タクシー利用料金	支給額									
5,000円以上支払いの場合	5,000円									
5,000円未満支払いの場合	実費額									

